

第12回 Jークレジット制度運営委員会 議事概要

Jークレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成29年1月18日（水）10：00－12：00

場 所：経済産業省 別館1階 114省庁共用会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、大塚委員、須藤委員、二宮委員、前田委員、
松橋委員、丸山委員

事務局：経済産業省：服部室長、守谷総括補佐、小原係長

環境省：伊藤室長補佐、崎枝主任

農林水産省：中川室長

林野庁：河内課長補佐

【審議事項】

1. 制度文書改定に関する審議（実施要綱及び方法論策定規程の改定）

- ・各種係数改定及びトップランナー基準に係る記述改定の審議等に係る制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

2. 制度文書改定に関する審議（方法論策定規程〔排出削減プロジェクト用〕の改定）

- ・新設プロジェクトのベースライン設備効率におけるトップランナー基準の適用に係る制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

3. 方法論改定に関する審議（方法論 EN-S-024 の改定）

- ・電力使用量のモニタリングの省略に係る方法論の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

4. 制度文書改定に関する審議（モニタリング・算定規程〔排出削減プロジェクト用〕の改定）

- ・モニタリングの省略に伴うモニタリング分類の補足に係る制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

【検討事項】

5. プログラム型プロジェクトの登録要件の見直しについて

- ・プログラム型プロジェクトの登録要件の新規制定、個別の削減活動の年間排出削減量の上限撤廃に係る見直しの方向性について事務局より説明した。議論の結果、事務局にて改定案を検討し、次回以降の運営委員会で審議することを確認した。

6. プロジェクト登録要件の見直しについて

- ・プロジェクト実施時期の遡及可能期間の限定に係る見直しの方向性について事務局より説明

した。議論の結果、事務局にて改定案を検討し、次回以降の運営委員会で審議することを確認した。

7. その他（報告）

- ・今後のスケジュール、J-クレジット制度の現状について事務局より説明した。

8. 委員の発言及び質疑

<制度文書改定に関する審議（実施要綱及び方法論策定規程の改定）>

（二宮委員）

- ・審議が不要となる係数について、「単位発熱量、排出係数、森林の吸収・排出量を算定する際の各種係数等」と記載されているが、審議の有無について判断に迷うような場合は想定しているのか。また、その場合はどのように対処するのか。

（事務局（経済産業省））

- ・審議が不要となるものは出典から制度文書へ転記するものに限ると線引きしており、判断に迷うような場合はあまり想定されない。仮にそうなった場合は、運営委員会にてご審議いただく。

（須藤委員）

- ・「日本国温室効果ガスインベントリ報告書等」について、具体的にはどのような出典を想定しているのか。

（事務局（経済産業省））

- ・具体的には、単位発熱量は「エネルギーバランス表」、排出係数は「インベントリ報告書」、全電源排出係数は「電気事業における環境行動計画」、限界電源排出係数は「電力需給の概要」、GWP（地球温暖化係数）は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」がそれぞれの出典である。

（須藤委員）

- ・今回の改定により審議が不要となるのは、今ご提示いただいた出典から転記している係数に限定され、これら以外の出典を新たに利用する場合は審議を行うということか。

（事務局（経済産業省））

- ・ご理解の通りである。

（二宮委員）

- ・例えば電力の排出係数については、小売市場全面自由化も相まって、電気事業連合会が公表している値以外の値が排出係数として公表され、複数の排出係数が共存する場合も考えられる。そのような場合はどのように対処するのか。

（事務局（経済産業省））

- ・電力の排出係数については、実際、従来は電気事業連合会が公表していたが、今後は新規小売電気事業者も含めた全電源排出係数が電気事業低炭素社会協議会より公表されるようになる。このような新しい出典を参照する場合には審議していただく。

(新美委員長)

- ・皆さんのコメントを要すれば、改定案の但し書き3項目は例示なのか限定なのかという問題と考えられるが、これは限定列挙であり、現行の制度文書が引用していない新たな出典ができた場合に審議を行うと理解される。

(松橋委員)

- ・電力小売市場全面自由化もあり、電力事業は複雑になりつつある。全社平均の全電源排出係数を用いるか、個社ごとの排出係数を用いるか等、J-クレジット制度における係数の考え方について整理する時期かもしれない。
- ・限界電源排出係数については公開が非常に遅れているようであるが、これは非公開情報等に基づく加工や算定を行っているためか。もしそうなら、限界電源排出係数についてのみ、審議が必要としてはどうか。

(事務局 (経済産業省))

- ・公開の遅れについては制度事務局としても懸念を持っている。限界電源排出係数の扱い方については、資源エネルギー庁とも協議し今後検討していく。

(山地副委員長)

- ・事務局からの説明のなかで本日欠席の橋本委員からのご意見を紹介していただいたが、内容をきちんと理解し検討したいので、資料として配付していただきたい。

(事務局 (経済産業省))

- ・次回以降の運営委員会ではそのように対応させていただく。

<制度文書改定に関する審議 (方法論策定規程〔排出削減プロジェクト用〕の改定)>

(二宮委員)

- ・今回の改定が必要となるそもそもの原因は、目標年度以降もトップランナー基準がフラットに推移してきたことにあると考えられる。なぜこのような運用をとられてきたのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・そもそもトップランナー制度とは、将来のある時点(=目標年度)までに効率を特定の水準にまで改善するよう求めるものである。その目標年度以降については、新たな目標が設定されればその目標を目指して線形補間すればよいが、新たな目標が設定されない場合、フラットなまま運用せざるをえない。冷凍・冷蔵設備の場合、2010年度に目標年度を迎えて以降、新たな目標が2015年度まで設定されなかったため、古い目標値をそのままベースラインとして利用してきた。

(新美委員長)

- ・本改定は、J-クレジット制度発足時に想定しえなかった事態への対処として、より現実的な方法を採用するということになるだろう。

(松橋委員)

- ・私の研究室における研究の一環で家庭用冷蔵庫の電力使用量を実測しているが、資料に掲載

されている 4700程度の冷蔵庫の実際の電力使用量はおよそ 600kWh/年程度であり、現行の線形補間の方法より改定後の線形補間の方法の方が実態に近いと考えられる。

<方法論改定に関する審議（方法論 EN-S-024 の改定）>

（須藤委員）

- ・ J-クレジット制度のサンプリングの考え方に基づくと削減活動数が 70 以上必要とのことであるが、カタログ値を使う場合には 70 世帯以上の家庭が参加していなければならないということか。

（事務局（経済産業省））

- ・ ご理解の通りである。

（山地副委員長）

- ・ 方法論の新旧対照表を確認すると、削減活動数が 70 未満であっても問題ないように見受けられるが、どのように理解すべきか。

（事務局（経済産業省））

- ・ カタログ値を使う場合には削減活動数が 70 以上である必要があるが、カタログ値を使わず、実測等により電力使用量を把握する場合には削減活動数が 70 未満であっても問題はない。

<制度文書改定に関する審議（モニタリング・算定規程〔排出削減プロジェクト用〕の改定）>

ご意見・ご質問なし

<プログラム型プロジェクトの登録要件の見直しについての検討>

（二宮委員）

- ・ 本来は削減活動側に制約を設け同質性を担保すべきであると考え。このとき、事務局案の「モニタリング項目の統一」のみでは不十分であり、例えばモニタリング頻度やモニタリング精度についても統一することを要求する必要があるだろう。そこまで制約をかければ、運営・管理者に対する制約はむしろ不要であり、見直し案における削減活動に対する A) から F) までの要件のみで十分に同質性が担保されると考える。

（事務局（経済産業省））

- ・ ご意見を踏まえ改定案を検討する。

（大塚委員）

- ・ 事務局案について、D) の家庭部門のみ要件が緩いように見受けられるが、他の A) から C) までの要件と同じ水準で同質性を担保できるといえるのか。

（事務局（経済産業省））

- ・ これまでの登録・認証実績から、太陽光発電の導入や冷蔵庫の更新等、家庭における削減活動は典型的なものが多く、同質性は十分に高いと考えられる。

（大塚委員）

- ・ 上限値の撤廃そのものについて異論はないが、今回の改定は要件を緩和する一方で、信頼性

を担保するために要件の強化を図るという、緩和と規制の組合せを意図したもののか。

(事務局 (経済産業省))

- ・基本的には上限値撤廃と新要件制定は独立した議論である。しかし、大型のプログラム型プロジェクトの形成を促進するに際し信頼性の担保は確かに必要であり、今回の新要件の制定が信頼性の向上に資することは事実である。

(松橋委員)

- ・例えばケーキ屋等の店舗で利用する業務用冷蔵庫の電力使用量は非常に大きく、その削減ポテンシャルはとて大きいと考えられる。そのような中小の店舗を取りまとめたプログラム型プロジェクトの形成が可能となるよう、例えば事務局案のD)について、「家庭部門 “等”」とすることも検討していただきたい。

(山地副委員長)

- ・基本的には二宮委員と同意見であり、プログラム型プロジェクトとして重要なことは削減活動の同質性の確保である。上限値については、特別な根拠等があるわけでもなく、必ずしも必要ではないだろう。

(大塚委員)

- ・見直し案では運営・管理者に対する要件がなくなることになるが、その場合、仮に不適切と考えられる運営・管理者による申請を適切に判別することは、現行の制度文書でも可能なのか。また、そのような事例はあるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・第20回認証委員会で登録申請されたが棄却されたプロジェクトが今回の事例に該当する。現行の制度文書でも、「プログラム型運営・管理者は、プロジェクトを適切に運営・管理できる体制を備えていること」という適性要件は設けられており、もう少し明確な要件を設けてはどうかというのが今回の事務局案である。

(大塚委員)

- ・現行の制度文書でも運営・管理者の適性に関する要件が定められているのであれば、必ずしも事務局案の運営・管理者の適性に関する新たな要件は必要ではないと考える。

(松橋委員)

- ・第20回認証委員会で登録申請されたプロジェクトは、各削減活動が採用する技術も異なれば、使用する燃料種もモニタリング項目も異なっており、まったくの異質な削減活動を取りまとめたものであった。これは削減活動の性質について現行の制度文書が明確に規定していないために生じた事例であり、運営・管理者の適性について新たな要件を設けることには慎重な議論が必要と考える。

(前田委員)

- ・資料に記載の事例9について、運営・管理者がシンクタンク、削減活動が工場、事業所となっているが、これが不適切な理由はなぜか。シンクタンクが運営・管理者となっていること

が原因であるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・シンクタンクであることが不適合の理由ではなく、必ずしも同質でない工場、事業所を取りまとめるプロジェクトであることが不適合の理由である。

(新美委員長)

- ・これまでの議論を踏まえると、削減活動の同質性を確保することが重要であり、運営・管理者の適性について新たな要件は明文化しないという改定の方向性になるだろう。

<プロジェクト登録要件の見直しについて>

(二宮委員)

- ・「2年前の日以降」とする事務局案に賛成である。経過措置については、あまり特例を設けることもよくないため現行の規程通り6ヶ月とするべきだろう。過度に古い設備によるクレジット創出を回避するという改定の趣旨にも整合する。

(山地副委員長)

- ・二宮委員と同じく、特例や例外を設けることは避け、経過措置は6ヶ月とする方がよいだろう。ただし、事業者への周知を確実に実施する必要がある。

(新美委員長)

- ・法律の改正に倣い、告示と施行日をうまく組み合わせることで周知期間を設けることも一つの方法として考えられる。

(前田委員)

- ・昨年度の実績に基づくと経過措置は1年間とする方がよいと考えられるが、周知がきちんとなされるのであれば6ヶ月としても問題はないだろう。

(丸山委員)

- ・仮に今年度末に改定がされる場合、実質的な周知期間は1,2ヶ月程度となり、短いように思われる。周知期間をしっかりと確保したうえで改定する必要があるだろう。

<その他 (報告事項) について>

ご意見・ご質問なし

以上
文責：事務局